

食鳥肉販売業の振興指針の改正の主なポイント

○経営実態調査報告書や、「食鳥肉販売業の実態と経営改善の方策」のデータ等を踏まえた記載の変更

- ・ P 1 「第一 食鳥肉販売業を取り巻く状況」の記載全般について、
- ・ P 1～2 「第二 前期の振興計画の実施状況」の記載全般
- ・ P 8 第四の二の1の(2)に「情報提供及びICTの活用に係るサポート等」を記載。

○前回の分科会等での御意見を踏まえた記載。

- ・ P 4、6 販売店で主に鶏肉を扱っているのであれば、「鶏」の方がわかりやすいのではないかと。
⇒ 「鳥肉」、「鳥」の記載を「鶏肉」、「鶏」と記載。
- ・ P 5 食品の安全性について、もう少し盛り込むべきではないかと。
⇒ 第四の一の1の(1)に「食品衛生に関する専門的な知識を深めるとともに、処理段階での対策の強化や生産段階との連携の強化、食品衛生責任者の活用や加工機器、」と記載。
- ・ P 7 宗教上の理由により、食べられるものや処理方法等に制限があることへの対応も必要ではないかと。
⇒ 第四の一の2の(5)に「カ 地域の特性に応じた外国語商品表示や外国の文化に配慮(ハラル等)した表示の推進」と記載。
- ・ P 8 健康診断の実施率が低いので、しっかり取り組む必要があるのではないかと。
⇒ 第四の二の1の(9)に「作業環境の改善及び健康管理充実(定期健康診断の実施等を含む。)のための支援」と記載。
- ・ P 10 災害時には、住民への食糧の供給が重要な課題になるが、供給者側も供給を受ける側も被災していることが想定されるのではないかと。
⇒ 第五の五の1の(6)に「被災事業者の営業再開を通じた被災者へのサービスの確保・充実や地域コミュニティの復元」と記載。
- ・ P 11 「国及び都道府県」では、区市町村が入らないのではないかと。
⇒ 第五の五の3について「国及び都道府県等」と記載。

○ オリンピック・パラリンピック等の取り組みについて。

P 5 第四の一の1の(1)に、「また、近年の食品流通の更なる国際化や、食品製造の現場での外国人労働者の増加、訪日外国人観光客の増加、さらには平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等を見据えると、我が国の食品衛生管理の水準が国際的に見ても遜色のないものであることを、国内外に示していく必要性が高まっている。今後は食品衛生管理についての制度の見直しの動向に留意する必要がある。」と記載

○生産性向上への対応について記載

生産性向上への対応についての記載は、平成 27 年度に改正作業を行った食肉販売業の振興指針改正において、「第五 営業の振興に際し配慮すべき事項」（＝地域貢献、社会貢献的な観点からの配慮事項を記載する部分）の中に盛り込まれたところであるが、生産性向上は事業者の経営改善そのものであるため、むしろ「第四 振興の目標を達成するために必要な事項」に記載すべきと考え、

- ・ P 7 第四の一の 2 の (3)
- ・ P 8 第四の二の 1 (2)
- ・ P 9 第四の二の 2 の (1)

などに関連する記載を盛り込み、その中で平成 29 年度からモデル的に実施し、今後本格展開する予定の「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」（＝セミナー）を念頭に置いて、セミナーへの参加や開催についても言及している。

○最低賃金の引き上げに向けた対応について

- ・ P 11 の第五の六については、基本的に昨年度に改正作業を行った飲食店営業の振興指針における記載を踏襲しつつ、最低賃金対応の促進の観点から進めてきている「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」（＝セミナー）を念頭において、ここでもセミナーについて言及している。
- ・ なお、飲食店営業の振興指針では昨年 6 月の日本一億総活躍プランが引用されているが、基本的に指針は今後 5 年間にわたり有効であることを踏まえ、特定の時点の政府文書を引用するのを避ける形としている。